

令和 8 年度 利用者負担額

各月初日に在籍する子どもに係る 教育・保育認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層 区分	定義	保育標準時間 (最大 1 1 時間保育)	保育短時間 (最大 8 時間保育)
A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等自立支援法等による支援給付受給世帯（いずれも単給世帯を含む。）	0	0
B	A 階層を除き、市区町村民税非課税世帯		
C 1	A 階層を除き、市区町村民税均等割のみ課税世帯	15,000	14,700
C 2	A 階層を除き、市区 町村民税所得割の額 が右の区分に該当す る世帯	1 円以上 48,600 円未満	18,000
C 3		48,600 円以上 58,000 円未満	23,000
C 4		58,000 円以上 97,000 円未満	30,000
C 5		97,000 円以上 134,000 円未満	38,000
C 6		134,000 円以上 169,000 円未満	44,500
C 7		169,000 円以上 301,000 円未満	49,000
C 8		301,000 円以上	53,000

備考

1 C 1 階層から C 8 階層までに属する世帯のうち、次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 同一世帯において 3 人以上の子ども（満 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者）が現に養育され、かつ、当該子どものうち出生順位が第 3 位以降の子ども：**0 円**
- (2) 同一世帯において施設等（認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所、地域型保育事業、特例保育、認可外保育施設（企業主導型保育施設を含み、月ぎめ契約に限る。）、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援又は児童心理治療施設）を利用している兄又は姉を 1 人有し、かつ、その兄又は姉が満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある場合の出生順位が第 2 位の子ども（※ただし、当該兄又は姉が 1 号認定子ども又は新 1 号認定子どもである場合を除く。）：**0 円**
- (3) 同一世帯において施設等（前号に同じ）を利用している兄又は姉を 1 人有し、かつ、出生順位が第 2 位の子ども（※ただし、前号に該当する者を除く。）：**利用者負担額表に定められた額の 1 / 2 の額**

2 C 1 階層から C 3 階層（市区町村民税所得割の額が 5 7, 7 0 0 円未満の世帯に限る。）までに属する世帯のうち、特定被監護者等（年齢にかかわらず、教育・保育認定保護者と生計を一にするものであって、教育・保育認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者又は教育・保育認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属をいう。以下同じ。）が 2 人以上属する世帯である場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、この表及び備考 **1** の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定被監護者等のうちの出生順位が第 2 位の子ども：**利用者負担額表に定められた額の 1 / 2 の額**
- (2) 特定被監護者等のうちの出生順位が第 3 位以降の子ども：**0 円**

3 C 1 階層から C 4 階層（市区町村民税所得割の額が 7 7, 1 0 1 円未満の世帯に限る。）までに属する世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯（特定世帯という。以下同じ。）である場合の利用者負担額は、この表、備考 **1** 及び備考 **2** の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

- (1) 生活保護法に規定する要保護者
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
- (3) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅障がい児(者)に限る。）
- (4) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障がい児(者)に限る。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障がい児(者)に限る。）
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当の支給に係る者（在宅障がい児(者)に限る。）
- (7) 国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金の受給権者その他これに準ずる者（在宅障がい児(者)に限る。）
- (8) その他市長が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

利用者負担額（月額）	
保育標準時間	保育短時間
7,000	6,800

4 教育・保育給付認定保護者の属する世帯が、特定世帯であって、かつ、特定被監護者等が 2 人以上属する世帯である場合の、当該特定被監護者等のうち出生順位が第 2 位以降の子どもに係る利用者負担額は、この表及び備考 **1** から備考 **3** までの規定にかかわらず、**0 円**とする。